

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2-4 取引先リスク管理態勢 （略）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）非清算店頭デリバティブ取引</p> <p>① 変動証拠金</p> <p>金融商品取引業者（金商業等府令第123条第11項第4号口に該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、金商業等府令第123条第1項第21号の8その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（平成27年3月）を踏まえ、例えば以下の点に留意し、変動証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。</p> <p>イ.（略）</p> <p>ロ. 金商業等府令第123条第10項第1号において、変動証拠金が金銭をもって充てられる場合については、為替リスクに係るヘアカットを適用しない旨規定されているところ、変動証拠金を主要な通貨（日本円、米国ドル、ユーロ等）以外の金銭で受領した場合で、取引の当事者がそれぞれあらかじめ定めた一の通貨と異なる場合における一定の為替</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2-4 取引先リスク管理態勢 （略）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）非清算店頭デリバティブ取引</p> <p>① 変動証拠金</p> <p>金融商品取引業者（金商業等府令第123条第12項第4号口に該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、金商業等府令第123条第1項第21号の10その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（平成27年3月）を踏まえ、例えば以下の点に留意し、変動証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。</p> <p>イ.（略）</p> <p>ロ. 金商業等府令第123条第11項第1号において、変動証拠金が金銭をもって充てられる場合については、為替リスクに係るヘアカットを適用しない旨規定されているところ、変動証拠金を主要な通貨（日本円、米国ドル、ユーロ等）以外の金銭で受領した場合で、取引の当事者がそれぞれあらかじめ定めた一の通貨と異なる場合における一定の為替</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>リスクの考慮</p> <p>金商業等府令第 123 条第 <u>11</u> 項第 4 号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が 3,000 億円未満の金融商品取引業者は、取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額等の算出及び変動証拠金の授受並びにアドホックコール（証拠金の随時請求）に対応した変動証拠金の授受を行うための態勢整備に努めているか。</p> <p>② 当初証拠金</p> <p>金商業等府令第 123 条第 1 項第 21 号の <u>9</u> の規定（当初証拠金）の対象となる金融商品取引業者は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、同号その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（平成 27 年 3 月）を踏まえ、例えば以下の点に留意し、当初証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 金銭で受領した当初証拠金を信託設定する場合等については、当初証拠金を安全な方法により運用することが金商業等府令第 123 条第 1 項第 21 号の <u>9</u> 号において許容されているところ、当該安全性の適切な確保</p> <p>ハ. 当初証拠金の算定</p> <p>a. 「金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の <u>9</u> イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法」（以下「潜在的損失等見積額の算出告示」という。）第 1 条において、定量的計算モデル又は標準表の使用が規定されている</p>	<p>リスクの考慮</p> <p>金商業等府令第 123 条第 <u>12</u> 項第 4 号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が 3,000 億円未満の金融商品取引業者は、取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額等の算出及び変動証拠金の授受並びにアドホックコール（証拠金の随時請求）に対応した変動証拠金の授受を行うための態勢整備に努めているか。</p> <p>② 当初証拠金</p> <p>金商業等府令第 123 条第 1 項第 21 号の <u>11</u> の規定（当初証拠金）の対象となる金融商品取引業者は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、同号その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（平成 27 年 3 月）を踏まえ、例えば以下の点に留意し、当初証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 金銭で受領した当初証拠金を信託設定する場合等については、当初証拠金を安全な方法により運用することが金商業等府令第 123 条第 1 項第 21 号の <u>11</u> 号において許容されているところ、当該安全性の適切な確保</p> <p>ハ. 当初証拠金の算定</p> <p>a. 「金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の <u>11</u> イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法」（以下「潜在的損失等見積額の算出告示」という。）第 1 条において、定量的計算モデル又は標準表の使用が規定されている</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>ところ、潜在的損失等見積額の算出告示に基づくいずれの方法を使用する場合でも、対象取引のリスクを適切に捕捉できる取引区分を用いた潜在的損失等見積額の算出</p> <p>b.・c.（略）</p> <p>③（略）</p>	<p>ところ、潜在的損失等見積額の算出告示に基づくいずれの方法を使用する場合でも、対象取引のリスクを適切に捕捉できる取引区分を用いた潜在的損失等見積額の算出</p> <p>b.・c.（略）</p> <p>③（略）</p>
<p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p>	<p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p>
<p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p>	<p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p>
<p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p>	<p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p>
<p>（1）（略）</p>	<p>（1）（略）</p>
<p>（2）特定店頭オプション取引に係る留意事項</p>	<p>（2）特定店頭オプション取引に係る留意事項</p>
<p>いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭オプション取引（金商業等府令第123条第7項に規定する特定店頭オプション取引をいう。以下同じ。）の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在する。</p>	<p>いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭オプション取引（金商業等府令第123条第8項に規定する特定店頭オプション取引をいう。以下同じ。）の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在する。</p>
<p>そこで、店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかに</p>	<p>そこで、店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかに</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>ついて検証を行うこととする。 ①～④（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（4）監督手法・対応 （略）</p>	<p>ついて検証を行うこととする。 ①～④（略）</p> <p>（3）略</p> <p>（4）特定通貨関連店頭デリバティブ取引における取引データの保存・報告に係る留意事項 <u>金商業等府令第123条第1項第21号の7、第21号の8及び金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない通貨関連店頭デリバティブ取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの。）の定めるところにより、特定通貨関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第117条第1項第28号の2に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。）に関する情報を適切に保存・報告する態勢を整備しているか。</u></p> <p>（5）監督手法・対応 （略）</p>
<p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>VIII-1-2 非清算店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 登録金融機関（金商業等府令第123条第11項第4号口に該当する店頭デリバ</p>	<p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>VIII-1-2 非清算店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 登録金融機関（金商業等府令第123条第12項第4号口に該当する店頭デリバ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>タイプ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</p> <p>また、金商業等府令第123条第1項第21号の<u>9</u>の規定（当初証拠金）の対象となる登録金融機関は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</p> <p>具体的な監督上の着眼点については、Ⅳ－2－4（4）等を参照するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>タイプ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</p> <p>また、金商業等府令第123条第1項第21号の<u>11</u>の規定（当初証拠金）の対象となる登録金融機関は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</p> <p>具体的な監督上の着眼点については、Ⅳ－2－4（4）等を参照するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>